

訪問介護さくら苑

訪問介護・日常生活支援総合事業

重要事項の概要

1 事業所の名称及び所在地

名称 訪問介護さくら苑

所在地 〒366-0041 深谷市東方 4294-8

電話番号 048-551-3780

事業所番号 1174600419

サービス種別 訪問介護・訪問型サービス

2 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日（12月30日～1月3日を除く）

営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

サービス提供時間 6:00～24:00まで

連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

3 通常の事業の実地地域

深谷市、熊谷市、行田市、寄居町、本庄市

※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

4 従業員の職種、員数及び職務内容

- ・管理者 1名（常勤）

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- ・サービス提供責任者 2人以上（常勤職員3人以上）

サービス提供責任者は、訪問介護・訪問型サービスの利用の申込みに係る調査、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護・訪問型サービス計画の作成等を行う。

- ・訪問介護員 20人以上

訪問介護員等は訪問介護。訪問型サービスの提供にあたる。

5 利用料について

訪問介護・訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し介護保険負担割合証に記載の額に応じた額。

6 通常の事業の実地地域を超える場合の交通費について

通常の事業の実地地域を超えて行う（介護予防）訪問介護を提供する際は、通常の事業の実地地域を超える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車等を

使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

○事業の実地地域を超えた地点から、片道 10 キロメートル未満 500 円

○事業の実地地域を超えた地点から、片道 10 キロメートル以上 1000 円

7 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

8 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 虐待防止

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について事業者にも周知徹底を図る。また、従業員に対し、虐待防止の研修を定期的に実施する。

10 感染対策

- ・感染の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を事業者にも周知徹底を図る。
- ・感染の防止のための指針を整備する。
- ・従業員に対して感染対策のための研修を定期的に開催する

11 事業継続計画

- ・新型コロナウイルス感染症、自然災害の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果、事業継続計画の見直しを行い従業員に対して周知徹底を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症、自然災害の事業継続計画の指針を整備する。

12 サービス内容に関する相談、苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口（担当：管理者及びサービス提供責任者）

電話番号 048—551—3780

受付時間 月曜日～土曜日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分）

その他、各市町村の介護保険相談窓口

大里広域地域市町村圏組合 048—501—1330

深谷市役所 048—571—1211（代）

熊谷市役所 048—524—1111（代）

行田市役所 048—556—1111（代）

寄居町役場 048—581—2121（代）

本庄市役所 048—525—1111（代）

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話 048—824—2568

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土日祝日を除く）

有限会社システック

訪問介護さくら苑